

平成20年度
福島県森林審議会議事録
(第3回)

日時：平成21年3月2日(月)
場所：杉妻会館4階 「牡丹」

福島県農林水産部
森林計画課

平成20年度森林審議会議事録

- 1 日 時 平成21年3月2日(月) 13時30分～16時25分
- 2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹
- 3 出席委員 13名

- 司会 (廣畑主幹) 本日は、御多忙のところ、福島県森林審議会に御出席いただき、ありがとうございます。
私、本日の進行役を務めさせていただきます森林計画課の廣畑と申します。
お席にお配りしております次第により進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
傍聴者へお願いいたします。傍聴にあたりましては、お配りしております「傍聴にあたって守るべき事項」のとおりとなっておりますのでご協力をお願いいたします。
それでは、只今より、福島県森林審議会を開催いたします。
はじめに、木村会長より御挨拶をいただきます。
- 木村会長 福島県森林審議会を開催しましたところ、委員の皆様には御多用にもかかわらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
昨年末に開催しました審議会においては、全国森林計画の策定に伴う各地域森林計画の変更案について、事務局より説明いただくとともに、新たな森林・林業・木材産業振興計画の策定や、森林環境基金事業の実施状況について報告を受けたところです。
さて、当審議会は、本日、各地域森林計画の変更案と新たな森林・林業・木材産業振興計画の策定に関し、県より諮問を受けることとなっております。
各地域森林計画の変更案に関しましては、これまでの間に、公告縦覧による県民からの意見の募集を実施いたしました。これらの意見等も踏まえ、最終案について御審議いただくこととなります。また、新たな森林・林業・木材産業振興計画の策定に関しましては、現計画の総点検の結果や新たな計画における課題等について御審議いただくこととなります。
委員の皆様には、それぞれの立場から、忌憚のない御意見をお聞かせいただくとともに、円滑な審議についてお願い申し上げまして、あいさついたします。
- 司会 ありがとうございます。
つづきまして、農林水産部長より御挨拶を申し上げます。
- 農林水産部 委員の皆様には、お忙しいところ御出席をいただきまして、誠にありがと

長
(木戸部長)

うございます。また、日頃より本県の森林・林業行政の推進につきまして、御指導を賜り、感謝申し上げます。

百年に一度と言われる世界的な不況を受け、本県においても、消費の低迷や失業者の増加など大変厳しいものとなっております。一方、これまで第一次産業は、担い手の確保が課題となっておりますが、このような雇用情勢の悪化や環境問題への関心の高まりから農林業への求職者が増えてきている状況にあります。このため県では、各団体と連携を図りながら、新規就業者確保に向けた新たな雇用対策を実施しているところであります。

さて、本日の審議会におきましては「阿武隈川・奥久慈・会津及び磐城地域森林計画変更（案）」及び「新たな森林・林業・木材産業振興計画（仮称）の策定」について諮問することとしております。

地域森林計画は、適正な林業活動の下、森林が有している諸機能の維持増進に向けた森林法に基づく計画であります。今回の変更案は、全国森林計画の策定に即して変更しようとするもので、県民の意見等も踏まえた最終案について御審議いただく予定です。また、新たな森林・林業・木材産業振興計画は、本県林政の方向を明らかにするとともに、その達成に向けた各種施策の推進計画として策定するもので、本日は、これまでの森林・林業・木材産業振興プランの総点検結果について御審議いただくこととしております。

共に、本県の森林・林業行政における重要な計画となっておりますので、委員の皆様のご十分な御審議をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。

司会

ここで、お手元の資料の確認をお願いいたします。

「配布資料一覧表」をご覧ください。

資料は、前回の審議会でも配布いたしました資料1から資料15、先日、お送りいたしました資料16から資料24、また、本日お配りしました資料16（参考）と資料25・資料26となっております。

なお、本日は、先日前送りました資料及び、本日お配りしました資料を中心に進めてまいり予定としております。お持ちでない資料がございましたらお申し付けください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第4の報告に移らせていただきます。

委員の出席状況でございますが、委員総数14名のところ、現在13名の出席をいただいております。福島県森林審議会規程第3条に規定する、委員の過半数の出席を得ておりますので、当審議会は成立していただきますことを御報告いたします。

次に、次第5、諮問に移らせていただきます。

本日は、2つの案件について諮問させていただきます。

1つ目は「阿武隈川・奥久慈・会津及び磐城地域森林計画変更（案）について」、2つ目は「新たな森林・林業・木材産業振興計画（仮称）の策定について」となっております。

諮問は、農林水産部長より木村会長へ行わせていただきます。

部長は、前の方へお願いいたします。

農林水産部長

森林法第6条第3項の規定に基づき、阿武隈川・奥久慈・会津及び磐城地域森林計画変更（案）について貴審議会の意見を求めます。

本県の森林・林業を取り巻く情勢の変化と、これまで進めてきた「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」の総点検の結果を踏まえ、本県森林・林業・木材産業振興計画（仮称）の策定について、貴審議会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

司会

ありがとうございました。

なお、部長におきましては、所用によりここで退席させていただきます。

それでは、次第6の議事に移らせていただきます。

議長は、福島県森林審議会規定によりまして、会長がなることとされております。

それでは、木村会長お願いいたします。

木村会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

はじめに、審議会規程第6条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。

清野進委員 と 山本光子委員 にお申し上げます。

それでは、議事に入ります。

はじめに、「阿武隈川・奥久慈・会津及び磐城地域森林計画変更（案）」に関して、「ア 地域森林計画変更案に対する意見の要旨及びその対応」、「イ 森林審議会委員からの事前質問事項」について説明をお願いします。

森林計画主幹（堀江主幹）

森林計画課主幹の堀江です。私より説明させていただきます。

はじめに、「ア 地域森林計画変更案に対する意見の要旨及びその対応」について説明いたします。

資料16及び、本日お配りいたしました資料16参考をご覧ください。

資料16です。森林法第6条第2項に基づく意見の申し立てでございますが、縦覧及び意見の募集期間は平成21年1月9日から2月9日までとなっております。意見の件数ですが、4人から提出されまして、15件の意見がございます。意見の要旨及び対応でございますが、別紙により後ほど説明します。

森林法第6条第3項に基づく意見徴収ですが、各市町村長、関東森林管理局長からの意見は特にございませんでした。

他部局及び関係機関との協議ですが、東北経済産業局長、県の関係部局からの意見は特にございませんでした。

対応の区分欄ですが、修文するもの、趣旨を取り入れているもの、趣旨の一部を取り入れているもの、計画への反映が困難なもの、事業・施策に関する要望等に区分しております。

それでは1番目ですが、意見の要旨としまして「官民一体となって失業者等の雇用の促進を図ること。」 当意見の対応区分は趣旨を取り入れているものとししました。理由ですが、計画書Ⅲの8の「(2) 林業に従事する者の養成及び確保」について記載しており、なお、県では、雇用情勢が悪化している中で、今年2月～3月の緊急的な取組みとして、林業新規就業支援事業を実施しています。

続いて2番です。「間伐材を治山などの事業に活用する方針を明らかにすること。」 当意見の対応区分は修文するものです。理由ですが、県では、関係部局連携の下、間伐材についても、公共土木事業における森林整備や自然と調和した工法等の実施において、積極的な利用を推進しているところです。今回の変更案Ⅲの5の(3)に『間伐材の搬出による木質バイオマスとしての利用促進に努める』と記載したところですが、『未利用材を含めた間伐材の搬出促進による、建築・土木資材や木質バイオマス等への利用を推進する』と修文し、間伐材のなお一層の利用促進に努めてまいります。

続いて3番です。「林地の保全及び公益的機能を重視した伐採を行うことにより、持続可能な森林機能を構築し、環境問題に取り組んでいく森林政策を要望する。」 当意見の対応区分は趣旨を取り入れているものです。理由は森林の有するさまざまな機能の持続的な発揮を確保するため、当計画書Ⅲの2において基本的な考えを示し、適切な森林施業等をとおして、これらの機能の充実を図る計画としています。また、森林の伐採にあたっては、計画書Ⅲの3の(1)のAで公益的機能の発揮に十分配慮した伐採に努めることとしています。

続いて4番です。「原始的な森林では、保全の対象として取り扱っていただきたい。大木は絶対に伐採せず残してほしい。」 当意見の対応区分は趣旨の一部を取り入れているものです。

関連して5番「会津の森林に生息するあらゆる動植物の絶滅にストップをかけること。」 対応区分としては計画への反映が困難なものとしています。これらの理由ですが、当計画書Ⅲの2で『原始的な森林については、その保全等に努めるものとします。』と記載しています。

また、Ⅲの3の(1)のウにおいて、『自然環境の保全、種の保存等のため、その目的に応じて適切な施業を行うものとします。』と記載しており、貴重な動植物の生息・生育に適している森林の保全を図ることとしています。

続いて6番です。「人工林等の伐採後、適地・適木の樹種選定、広葉樹林・育成複層林への転換をし、会津地域においても広葉樹の苗木の生産を促進すること。」 対応区分は趣旨の一部を取り入れているものです。理由は適地適木については、当計画書Ⅲの4の(1)のウにおいて、地域の自然的条件等を勘案して、健全な森林の成立が見込める樹種を定めることや、Ⅲの2の(2)のイにおいて広葉樹林化・針広混交林化等育成複層林の計画的な整備について記載し、適切な森林整備を推進することとしています。

また、広葉樹苗木については、福島県造林用種苗需給協議会を開催し、広葉樹を含む優良種苗の安定的な生産、適正な流通の維持等を図っています。

続いて7番です。「間伐材の需要を高めるため、シンポジウムや学習会等を開催し、間伐材利用を促進していただきたい。」 対応区分は事業・施策に関する要望等です。県で開催する森林・林業に関するシンポジウムや環境学習会等さまざまな機会を活用し、県民理解の向上による、なお一層の間伐材利用促進に努めてまいります。

続いて8番です。「会津の森林(国有、民間)の杉林を中心にすべて強度間伐5割を強力に進めること。」 対応区分は計画への反映が困難なものです。区分は強度間伐は気象災害を受けやすくなるため、健全な森林の育成が難しくなる可能性があることから、Ⅲの5の(1)のウにおいて既往の間伐方法や地域の実情等を勘案し、適切な間伐を行うよう記載しています。

続いて9番及び10番です。9番は「間伐のため以外の林道を開発しないこと。」 対応区分は計画への反映が困難なものとしております。10番は「林道整備において森林の環境保全に細心の注意を払っていただきたい。既存の林道を利用した森林整備を要望する。」 こちらは趣旨を取り入れているものです。理由は林道は間伐だけでなく、林業経営・森林管理にとって基幹となる施設であり、効率的な森林施業を実施するうえで不可欠な施設で

す。このため、当計画書Ⅲの7において『利用形態や自然環境の保全に配慮した路網の配置、維持管理の合理性も考慮するなど計画的に推進する』ものとしています。

また、既存林道については作業道等と組合わせた効果的な路網配置による森林整備の促進に努めています。

続いて11番です。「旧緑資源幹線林道の見直しに際しては、猛禽類等のモニタリング調査は継続すること。」 対応区分は事業・施策に関する要望等です。理由は旧緑資源幹線林道の残工事区間を「山のみち地域づくり交付金」事業により林道整備を行う場合は、継続してモニタリング調査を行うこととしています。

続いて12番です。「緊急性のない森林居住環境整備事業大滝線は中止すること。さらに絶滅危惧種イヌワシ・クマタカの保護対策が不十分である。」 対応区分は事業・施策に関する要望等です。林道「大滝線」は、森林の適切な施業・管理、水没移転者の生活安定、水源かん養等保安林機能の維持増進などに供する林道であり、地元地権者の要望も強いことなどから事業を実施しています。

また、希少猛禽類の保護のため、引き続き、モニタリング調査等を実施するとともに、学識経験者による検討委員会からの提言を踏まえた保護対策を実施してまいります。

続いて13番です。「会津地区の木材乾燥施設を整備すること。」 対応区分は趣旨を取り入れているものです。理由は当計画Ⅲの8の(5)に乾燥材の生産促進について記載しています。

なお、乾燥施設の整備については、国の交付金事業等を活用しながら、支援していくこととしています。

続いて14番です。「バイオマス・アルコール発酵への木材資源の利用等の研究整備体制を促進すること。」 対応区分は事業・施策に関する要望等です。木質バイオマスのエタノール化については技術的・コスト的な課題があり、県ではその研究成果や先進事例等の情報収集に努めているところで

す。

続いて15番です。「松くい虫だけでなくカシノナガキクイムシによる被害拡大にも対策を講じること。」 対応区分は趣旨を取り入れているものです。理由は当計画書Ⅲの13の(2)のアに、カシノナガキクイムシの被害対策を講じることを記載しています。

なお、被害対策は、森林病虫害等防除法に基づき、関係市町村と連携を図りながら、保安林や優れた景観を有する自然公園などの重要な森林を中心に

伐倒駆除を実施しているところです。

資料16に関しましては以上です。

引き続き資料17の森林審議会委員からの事前質問等を説明します。

1番の質問事項ですが、「制度の体系図の中から地域森林計画と地域別の森林計画は調整されるとありますが、民有林に隣接する国有林の立地環境・生態系などの影響が計画に考慮されるのでしょうか。」という吉田委員からの質問です。

ここで言う調整とは、同一流域において、例えば阿武隈川計画区において、計画事項の対象森林の区域・森林整備の目標などについて調整を図ることです。個別の生態系の保全などについては、必要に応じて協議調整することとなります。

2番、吉田委員からです。「林業従事者確保が難しい状況下にあると思われませんが、先の第2回審議会にて、機械化等対応策を検討されている旨の説明がありましたが、「雇用のシステム」構築など従事者の長期確保の必要性を計画に盛り込むことは必要ないでしょうか。」

関連して3番の山本委員からです、「林業分野における雇用創出の具体的な取組状況についてお伺いしたい。」ということでございます。

回答ですが、当計画ではⅢの8において、森林施業の共同化の促進による仕事量の確保や林業事業体の体質強化、林業従事者の確保などについて記載しているところで、林業従事者の長期安定的な確保に努めているところです。具体的な取り組みとしましては、福島県森林整備担い手基金を活用し、退職金・共済金や雇用保険の助成を行うと共に、林業従事者への専門的知識や、技術習得に向けた研修の会の開催や各事業体における人材の育成支援に取り組んでおります。なお、最近の雇用情勢の悪化を受け、今年2月から3月の緊急的な取り組みとして、体験研修や、新規就労者のための研修など、新たな担い手に向けた緊急雇用対策を推し進めているところであります。

続きまして4番、吉田委員からです。「林業の活性化のため、事業モデルの創出支援を視野に入れて頂ければ。補助金を離れても独自に経営が成り立つ事業のスタートアップ支援を。」ということでございます。

回答ですが、県における森林所有者や森林組合等、事業体の助成は自立した経営が可能になるよう、その経過措置と考えているところです。森林所有者については素材生産の効率化による山林からの収入の確保等を推進し、森林経営意欲の向上を図ると共に、県独自の品種による「きのこ」の産地化などにより、短期収入確保に向けて推進して行くところでございます。また、森林組合等、事業体については森林施業の集約化、共同化による事業量の安定化確保を図ると共に、機械化による生産性の向上や県産木材の流通促進を

目的とした組織化を支援し、健全かつ自立した事業体を育成することとしています。

続きまして5番、吉田委員からの「花粉の発生抑制対策」でございます。

「スギ花粉の問題は混植により防げるなど、様々な説があります。帰化品種の導入以外の策は視野にありますでしょうか。」

スギ林の間伐による個体数の減少に伴い、花粉発生の抑制も考えられるところです。また県では、林業センターにおいて、花粉の少ないスギ及び無花粉スギなどの育成による優良種苗の供給に取り組んでおります。花粉の少ないスギについては5クローンが設定され、台木として養成している、あるいは富山県の無花粉スギと本県の精英樹を掛け合わせて、無花粉スギの育成に努めているところであります。また、県内においても、無花粉スギ3個体が発見されており、品種改良に取り組んでいるところです。

続きまして6番、吉田委員から間伐材の利用についてです。「間伐材の搬出促進について、木質バイオマスに特化されるご意向でしょうか。」でございます、これは先程もございましたが、変更案Ⅲの5の「(3)」に下にあります原稿のとおり記載していたところですが、関係部局連携の下、「間伐材の利用を推進していること」もございまして、「未利用材を含めた間伐材の搬出促進による、建築・土木資材や木質バイオマス等への利用を推進する」と修文したいと思っております。

以上、公告縦覧における県民からの意見の対応および委員の皆さまからのご質問に関してご説明致しましたが、これらを踏まえ地域森林計画の変更案を資料19から22としたところでございます。以上で説明を終了致します。よろしくお願い致します。

木村会長

はい、ありがとうございました。

それではこれまでのご説明についてご意見等、ご質問等ございましたらお願い致します。

はい、お願い致します。

吉田委員

ちょっと意味が分からないので教えて頂きたいと思っております。先程の意見要旨及び対応の8番です。強度間伐5割とありますが、これは用語集に強度間伐というのが出てなかったもので、この意味と、あと理由に「強度間伐は雪害、風害等の気象災害を受けやすくなる」とあったのですが、これがどうしてなのか教えて頂きたいと思っております。

堀江主幹

間伐は通常、2割から3割の樹木を伐採しますが、5割というのかなりの

本数になります。その際に、例えば雪が降ったり、風が吹いたりするとそういった急激な変化により、木が折れたり、倒れたりすることがございます。それらを踏まえて、通常2割から3割、あるいは地域で行われている間伐の方法を行っていくなどの指針としております。

森林計画課長（相馬課長） 只今の強度間伐5割、本文に入っているかというご質問がありましたが、本文にはそれは入ってございません。この提案された方が、自分の考えで、5割ほど間伐したらいいんじゃないかという提案に対しての回答でございます。

木村会長 よろしいでしょうか。
はい、お願いします。

外山委員 強度間伐5割ですが、当該計画上の保安林の指定施業要件上からも材積比率35%ということがありますので、その辺も合わせての考え方がよろしいのではと思います。

治山対策課長（金沢課長） 保安林については、間伐の場合、以前は20～30%ということだったんですけども、今は35%までOKとなっています。何故そのような形になっているかという、ある程度、強度間伐をやっても良いんじゃないかと。その場合1回で20パーセントでしたらば、5年に1度ぐらいつつということもあるんですけども、森林整備は、今は5年に1度手入れするということが非常に難しいということもありまして、もう少しであれば大丈夫だということでも35%まで伸びている、ということ。そのようなこともありまして、今の8番の方にあります強度間伐の5割というのは保安林の場合でも森林が荒れてしまうということがあって、許容できない状態という形になっております。以上です。

木村会長 はい、ありがとうございます。

矢吹委員 今の関連で県の方にお伺いしたいのですが、意見の要旨のこの前段階で、どんな趣旨をもってこの5割ということに記載されていたのかを教えてください。

事務局（佐藤主任） 事務局の方からご説明申し上げます。これを提案して頂いた方は会津若松の方でございまして、原文のとおり、ここに記載させて頂いたとおりでございます。

矢吹委員 了解しました。

木村会長 他に御意見ございますでしょうか。
特定の方しかご意見を頂いていないようですし、何かありましたらよろしくをお願いします。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

特にご意見がないというようなことでしたら、事務局で作って頂いた原案のとおりということになると思います。よろしいでしょうか。

それではよろしいですか。ご意見がないようですので、これまでの審議を取りまとめますと修正・加筆等は無く、議案第1号は原案に異議が無いものとして答申してもよいでしょうか。

(異議無しの声)

外山委員 修正があるので、修正原案も「修正文も含めて」とのことだったかと思うんですけど。

木村会長 そうですね。もう既に修正頂いている部分がありますので、それを含めてお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議無しの声)

それでは議案第1号は原案、修正を入れたものですが、異議が無いものとして答申したいと思います。なお、答申書におきましては後ほどこの場において県に提出したいと思います。それではここで10分間の休憩と致します。

木村会長 再開します。
次に議事の(2)、「新たな森林・林業・木材産業振興計画(仮称)の策定」に関し、「ア うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21の総点検」及び「イ 新しい計画策定に当たっての基本的な考え方」について説明をお願い致します。

森林計画主幹 はい。それでは事務局よりご説明致します。まず、資料24によりご説明したいと思います。「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21の総点検」についてです。まず、資料24「はじめに」の一番目から説明させていただきます。

「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21」は14年度に策定し、

目標年次を平成22年度として施策を展開してきたところです。県のマスタープランである「新長期総合計画『うつくしま21』」は、今年実施した総点検結果と社会経済情勢の変化などを踏まえ、現計画期間満了を待たずに1年前倒しして新計画策定に取り組むこととなりました。また、「プラン21」においても森林審議会より次期振興計画の策定に早期に着手するよう要望が提出されております。これらのことから、「地球温暖化防止に貢献する森林への期待の高まり」、「国産材への期待の高まり」など、森林・林業・木材産業を取り巻く環境の変化などを踏まえて、「プラン21」の進捗状況等について本年度総点検を実施しました。この点検結果や時代の潮流を踏まえ、21年度中に新たな計画を策定し、平成22年度から新たな施策の展開を図ることと致します。

続きまして、点検の方です。資料25の6ページをご覧ください。

プラン21の施策体系でございます。この施策展開ごとに、右側の機能区分に応じた森林整備とか、それぞれに点検を実施しまして、7ページ以下にそれらを取りまとめております。

例えば7ページですと、「施策の基本方向」(I)がありまして、「多面的機能の発揮に向けた森林整備」、その後に「施策の展開の機能区分に応じた森林整備」、その下の「森林計画の策定の推進」というように項目立てて、それぞれ実績・成果・課題について整理してまとめてございます。それらの概要について資料24に取りまとめておりますので、資料24にお戻り頂き2ページをお開きください。

まず、「多面的機能の発揮に向けた森林整備」です。その次、「施策の展開」でございますが、本文中の主な項目について、ピックアップをしております。

例えば下線部①、「これらの機能を発揮するための望ましい森林の姿を示し」というところの実績と成果については、下記の同番号のとおりとなっております。そのように、対比しながらご覧頂ければと思っております。

取り組みと実績と成果について順にご説明致します。

1番目、地域森林計画を策定し、計画の達成に向けた指導を行い。58市町村で市町村森林整備計画が策定され、森林の多面的機能の発揮に向けた施策を講じることができました。

2番目、間伐面積が計画を上回る実績となりました。

3番目、林道は整備を計画的に進め、森林整備が増加傾向である中で、林道が活用されています。

4番目、平成18年度から森林環境税を財源として水源区域の荒廃のおそれがある森林整備や、「県民一人一人が参画する新たな森林づくり」に取り組んでいます。

5番目、県内でも森林認証の取り組みが始まりました。

続きまして、3ページ「主要指標の進捗状況」です。森林整備面積につきましては進捗状況は86%となっております。これは新規造林面積が減少し、間伐面積を除く下刈り等の保育面積が減少したことにより、森林整備面積全体では進捗率は低くなっています。間伐につきましては、158%と計画を上回る実績となっております。

「今後に向けた課題」ですが、上から順にポイントを説明して行きますと、1番目、人工造林地の長伐期化や複層林化、針広混交林化など多様な森林整備を更に推進する必要があります。

世代交代、不在村化により山離れが進み、進んでいることから、森林所有界の明確化や施業の集約化を促進する必要があります。

人工林の皆伐跡地において再造林等を促進する必要があります。

4番目ですが、林道を中心とした作業道など林内路網の更なる整備が必要でございます。

引き続き森林認証制度などの普及を図って行く必要があります。

続きまして4ページ「森林の働きによる安全で豊かな県土の形成」です。

1番目、林地開発違反行為は減少傾向となっております。

保安林の指定は目標面積を達成しております。

3番目、山地災害関連の被害件数は減少傾向となっております。

松くい虫被害につきましては保全すべき松林における被害は減少傾向となっております。

山火事の発生件数は減少傾向となっております。

5ページの「主要指標」ですが、保安林指定につきましては推進を図ってきた結果、進捗率は101%になっています。

「今後に向けた課題」ですが、森林の適正な管理のため、巡視活動などをさらに強化して行く必要があります。

重要な森林については保安林の指定をさらに推進する必要があります。

既存治山施設の定期的な保守点検により、施設の機能維持を図って行く必要があります。

松くい虫は防除を実施するとともに、樹種転換など森林整備をあわせて実施することが必要です

カシノナガキクイムシにつきましては伐倒駆除を実施するとともに、里山林整備を行うことが必要です。

続きまして6ページです。「県産材等の安定供給と需要拡大」の取り組みの実績と成果でございます。

1番目でございますが、県産材、ブランド材「とってお木」を使用した住

宅への経費助成など、県有施設等への積極的な県産材利用などに取り組んでおります。

2番目ですが、県内各地で特色ある取り組みを行う家づくりグループが設立されております。また、乾燥材生産能力と乾燥技術の向上を図り、製材品に占める乾燥材の割合は16%に向上しております。

3番目、木質バイオマスを燃料とする設備の導入を支援し、木質バイオマスエネルギーとしての活用が増加しております。

菌床きのこ生産性の向上を図るとともに、ムラサキシメジなど少ない労力で栽培できる県産オリジナル品種を活用した産地化に取り組んでおります。

伝統工芸品である桐、漆資源の維持、造成を図ることに取り組んでいます。

続きまして7ページの「主要指標」でございます。木材の供給量につきましては目標に対して73%、うち県産木材については81%、需要量につきましては67%という状況です。これは木材需要の太宗を占める住宅市場が低迷したことなどが主な要因となりまして、県内の木材需給は目標を下回るレベルで推移しているところです。

栽培きのこ関係につきましては、目標に対して71%ですが、原木栽培によるきのこ生産は減少傾向にございますが、菌床などの施設栽培の増加により、近年はほぼ横ばいで推移しているところです。

桐につきましては国産原材料の需要が減少して、それに伴い減少傾向にございまして、53%に止まっておりますが、本県の生産量は、日本一を保っているところです。

「今後に向けた課題」です。1番目ですが、合板や製紙用原料など多様なニーズに対応するため、素材生産・流通体制を整備する必要があります。

2番目。消費者の安全・安心の視点に立った木材製品の供給システムを構築して行く必要があります。

3番目ですが、異業種連携による新規産業創出に向けた取り組みの推進や、木材利用の意義や木づかいの文化の次世代への継承に取り組む必要があります。

4番目でございますが、高性能林業機械の積極的導入を支援し、素材生産量の増加を図って行く必要があります。

続きまして8ページです。1番目ですが。間伐材等林地残材を活用するため、効率的な生産・搬出・流通体制を整備する必要があります。

燃油高騰に左右されないきのこ施設の栽培経営を目指すため、省エネ施設の導入を進めるとともに、県オリジナル品種の産地化の促進などを行って行く必要があります。

桐、漆などの特用樹につきましては資源維持造成を図って行く必要があります。

続きまして9ページ、「森林・林業を支える担い手の育成・確保と技術開発」です。

「取り組みの実績と成果」でございますが、間伐等につきましては森林所有者が林業事業体等へ委託する事例が多くなるなど施業の共同化・集約化が進んでおります。

林研グループなど森林所有者を対象に、林業の技術指導等を行い、新たなリーダー育成に努めております。

ふるさと林道緊急整備事業により、定住環境の向上が図られております。

4番目ですが、基幹林業労働者研修を実施し、林業作業士を養成することにより、林業のリーダーとなる人材の育成・確保を図っております。

森林組合の広域合併を支援したほか、林業事業体の施設整備を支援し、経営基盤の強化を図っております。

マツノザイセンチュウ抵抗性苗はアカマツで5種、クロマツで2種の抵抗性品種として認定されております。

花粉の少ないスギ苗につきましては、穂木の供給が可能となっております。ナメコなど県産オリジナルの品種を育成しております。

試験研究の成果では、林業普及指導員により生産現場などに技術移転を行い、役立てております。

続きまして、10ページの「主要指標」でございます。林業就業者数につきましては長期的に減少してございまして、17年度で85%という状況です。これにつきましては「緑の雇用」などで新規参入者の増加が見られますが、それを上回る離職者がいることから、定着に向けた取り組みが一層必要です。

「今後に向けた課題」ですが、素材生産コストの更なる低減のため、森林所有者に対し、適切な提案により、森林施業の集約化を図る取り組みを促進する必要があります。

林業普及指導協力員などの登録を進めるとともに、森林・林業教育の推進のため、「もりの案内人」などの登録もさらに進める必要があります。

3番目ですが、林道や給排水施設等の生活基盤の整備に努めることが必要です。

林業事業体における林業就業者の雇用の改善や安定的な事業量の確保などにより、継続して経営基盤の強化を図って行く必要があります。

新たな技術開発の推進や最新の技術の普及・提供を今後とも行う必要があります。

続きまして、11ページです。5番の「^{もり}県民参加の森林づくりの推進」です。

「取り組みの実績と成果」ですが、1番目、^{もり}森林とのふれあい施設の利用者が増加しております。

2番目の森林環境ゼミナールの開催や森林学習における利用できるフィールドの整備などを実施した結果、森林づくりに関わるボランティア活動への参加者が増加しております。また、「もりの案内人」などと、森林とふれあい指導者を養成するとともに、森林体験学習等の運営の支援をした結果、森林環境教育における学校関係者の参加者が増加しているところでございます。

続きまして12ページです。「主要指標の進捗状況」ですが、県のふれあい施設の利用者につきましては、森林環境基金の活用による森林環境教育の推進などを図ってきた結果、進捗率は102%となっております。

ボランティアの参加数ですが、人数的にはかなり増加しているものの、参加者の固定化等により進捗率は61%と低くなっております。

「今後に向けた課題」ですが、すべての県民で森林を守り育てるという意識の醸成をさらに図って行く必要があります。

森林環境教育の推進を図る必要があります。

森林づくりの活動により整備された森林が吸収する二酸化炭素を認証評価するなど、新たな制度を検討する必要があります。

以上ですが、簡単に取りまとめますと、平成19年度現在で一指標で約60%未満でございましたが、森林整備や県産木材の利用など、全体としては概ね順調に推移していると考えております。しかし、計画策定時から環境問題の深刻化や森林に対するニーズの多様化など情勢の変化、また依然として林業採算性は低く、森林所有者の森林経営意欲が低下していることなどから、説明致しました課題などを踏まえて、今後、審議会の意見も頂きながら新たな計画に策定に取り組んで行く必要があると考えております。

以上で総点検、資料24、25の説明を終わります。

引き続きまして、資料26の新しい計画策定にあたっての基本的な考えについて、説明します。これは農林水産部と致しまして、農林水産業の計画策定をどのように進めるかということをもとめたものです。

まず、1番の「計画策定の背景」ですが、社会経済情勢が大きく変化しており、時代に即した新興施策を進めて行くための新たな計画を策定するということです。

2番「計画に求められる役割」ですが、本県農林水産業が目指すべき新たな姿を明らかにするとともに、時機に応じた的確な施策の展開の指針となるのもです。

関係者はもとより、すべての県民がそれぞれの果たすべき役割を分担し、目指すべき本県農林水産業を実現するための共有する指針となります。

上記を踏まえ、県が行う施策や方向性や内容を示すものです。

3番の「計画の枠組み」です。

まず位置づけですが、本県農林水産業の振興を図る基本的な指針となります。

新たな県の計画と連動した農林水産業部門の計画です。

福島県農業・農村振興条例第19条に基づく基本計画です。

次に「対象期間」としましては、現在の子ども世代が社会を担う30年程度先を展望した計画期間5年(平成22年度から平成26年度)の計画とします。

次に「総合計画との関係」です。新たに策定される総合計画の農林水産分野の計画として、理念や目標、施策の基本的方向性を共有化を図って参ります。

次に「農林水産業共通の課題への対応」です。世界的な食糧・資源問題や環境問題への対応、農林水産業の振興による地域の活性化、安全・安心な農林水産物の提供など共通する課題において、「農業・農村」、「森林・林業・木材産業」、「水産業」の各計画が現状認識や理念を共有し、一体的な施策展開を図って行けるような計画内容と致します。

続きまして2ページ、それぞれの計画書の構成イメージですが、「現状・特性」、「社会情勢の変化」を踏まえて、本県農林水産業の目指すべき姿を整理しまして、「施策の柱立て」、「講ずべき施策」、「地域別計画」というような構成イメージを考えております。

4番の「策定の方法」です。

「審議会での審議」ですが、所管する各審議会において策定を諮問し、答申頂くこととなります。

総合計画審議会での審議内容等の情報提供や各審議会の意見反映を適切に行います。

計画の検討に当たっては、各計画相互の連携・整合が図れるように留意致します。

次に「広報・意見聴取」ですが、HPの活用や意見交換会の開催等による広報・意見聴取を行うこととしております。

3ページに森林・林業関係のスケジュールを提示しておりますが、本日3月2日、総点検と基本的な考えについてお示ししまして、諮問ということにしております。それで21年6月には計画の素案の審議を頂き、9月には中間整理案の審議、パブリックコメントを行いまして、22年3月には答申を頂くようなスケジュールとしております。

説明は以上です。よろしくお願い致します。

木村会長

はい。ありがとうございました。それではこれまでのご説明についてご質問等がございましたらお願い致します。

前回の12年策定のプランの点検を行った内容と、新しいプランを作るということ、それからその時期ですね。

原田委員

西郷村の原田です。今日は資料を事前に送って頂きまして、私どもはそれを見ながら来ました。その中で資料23の「森林・林業関係用語集」。これが非常に役立ちました。私はこれを見てこういう用語があるのかと。畜産には畜産、商業には商業の用語があるように森林・林業関係はこういう用語でお話するのだなあと、納得致しまして、事務方の皆さまに感謝を申し上げます。

私の学校は阿武隈川の一番上流にある小学校です。50人か60人ぐらいでしょうか。中学校と小学校が一緒の建物にあって、校長先生はそれぞれ一人ずつ居る独立校なんです。それで6月に阿武隈川の一番最河口の宮城県の亘理町の荒浜小学校、ここは1000人ぐらい大きな学校で、その5年生が、私たちの学校のところに来まして、少年自然の家に一泊とまって、もう一泊は民泊と申しまして、私の家とか隣近所に泊って。私はその中で、森林の役割、それから森林がその漁業に及ぼす影響ということについて校長先生からお話を頼まれました。それで要するに、牡蠣とかそういう美味しいお魚ができる背景には、漁業組合の皆さんたちが山まで来て、木を植えたという話を聞いてもらって、そんな話をしながら交流をしております。そういう意味で、この用語集が大変助かりました。

次にですね。私は福島県の林業については自分が農業をやっているし、農学部出身でありますから、若干関心はあったんですが、委員になって校長先生とか役場の産業課の職員などと話をしたときに色々考えたら、思い付きなんです。これから西郷村は人口が減って行くと。それで、山の中に無理にこう、僻地とかその大変なところに木を植えるよりも、田圃を止めちゃった休耕地とか、それから桑畑を止めたところに植林した人が私たちのところにだいぶいます。なぜかと言うと、もともと道路があったからです。それでも開墾は駄目になった。田圃もここは作ってもお米が獲れないということで木を植える。20年前からやっている人がたくさんいるんです。その人たちの林が今、20年とか25年なっています。そういうような形で、実際的にこの農林省の政策とか、林野庁の政策に逆らうのか、知らないのですが、そういう人たちがいることを、私は初めて気が付いたんです。そういうことを考えると、お金をかけて林道を作ってその色々やるよりもですね、休耕地とか、旧桑畑を利用して、その人たちの先見性というものに私は頭が下がります。

そういうことを考えまして、県が色々やる指導、それから民間の方々が昨日今日、明日を考えながらやるその事業の中では、色々あるんだと考えま

した。だから私は、村長と相談をしながら、色々考えて審議会に来るんですけども、やはりそういう官庁の方々や県の方々が見落とししている点について敢えて話してみました。そういうことも検討して頂きたいということです。以上です。

木村会長 ありがとうございます。今まで林地じゃなかった場所に、新しく林を作る。あんまりそういう話はないですね。
はい。お願い致します。

矢吹委員 まず1つは、昭和25年から民有林の造林がはじまりまして、その当時の統計を見てたんですけど、ずっと8千ha／年以上やっているんですね。1万haのときもあるし、7千ha台のときもあるし、私が県に入った昭和45年の面積を見たら8,960haということで毎年毎年、植えてきています。昭和25年に植えてきたものは1950年ですから、現時点で59年生になっているんです。スギに限って今お話をしますと、地域森林計画の標準伐期齢が40年のところもあるし、45年のところもあるわけです。そうすると当然のことながら、標準的な伐期を示しているわけですから、主伐もしていかなければならないものだと考えております。この中に色んな課題として、再造林の問題も取り上げておられますけども、計画的な伐採、それから再造林という視点を持ってですね、林業の持続的経営という観点からも検討をされるようにお願いしたいと思います。

それとですね。今の原田委員のお話があったんで、そのことについては県の方で答えないから、私も答えますけど、造林補助制度の中で、今までもずっとやってきた経過もあるはずですよ。今の休耕地というのは2万haでしたか、全国一というふうに言われているおるわけなんですけど、昔のペースで本気になって植えれば、2年で終わる話なんです。それは色んな農業サイドからの思惑があって、耕地を減らさないというそういう視点からの考えもあるわけでしょうし、この前ちょっと、中央会の安田会長と話す機会があったんですけど、桑畑のところに植えてもなかなか育たないんだよな。何千年も木が植わって、落ち葉が堆積してその栄養分が土壌深く浸透しているところと、毎年毎年、肥料をくれながらやっているところと違うんだよなあ。ということで、よくご存じの話ではあったんで、植える際にはですね。色んな工夫はしなくてはいけないのかなあと考えております。

あといま一点ですね。林道の重要性・必要性についてご検討願いたいんですよ。ただ単に、作業道を入れればそれで済む話では無くてですね。道路上に出てきた材をですね、4t車で運ぶよりは10t車。10t車で運ぶよりは20t車。そういうことでのコスト削減を当然図られる訳ですので、林道の必要性が減じて全然なくなっている訳ではない訳なんです。ただ、市町村の財政事情、県の財政事情等もあってですねなかなか入れ難い状況になっている訳ですけども、その必要性については減じている訳ではないと思いますの

で、よく議論をお願いしたいと思います。以上です。

木村会長 はい。山本（光）委員お願いします。

山本（光）委員 報告書の中で、資料24の2ページですけども、「森林を県民全体で守り育てて行くため、森林整備を適切に推進するための新たな財源についてあらゆる角度から検討します。」ということと、「取り組みの成果と実績」というところで、4番で「平成18年度から森林環境税を財源として水源地域の荒廃のおそれのある森林の整備や森林環境学習の推進など、県民一人一人が参画する新たな森づくりに取り組んでいます。」というのがありますが、あとの課題としても、12ページの方で、「すべての県民の森林を守り育てるという意識を図る必要があります。」とか、「ボランティア団体の自立の支援」や、「森林づくり活動による整備された森林が吸収する二酸化炭素量を認証評価するなどの新たな制度を検討する必要があります。」などボランティア団体の自立の支援などがあります。

環境税が制定されたときには、団体が活動するときに助成金として、財源の3分の2の補助があったんですけど、2月の初めに財政難から、補助金とか助成を2分の1にしますという手紙がきたんですね。環境税をまず最初に策定するとき、確かにこれは目的税で農林さんの方でも、環境税を使う方向性とかそういうのには凄く慎重になりながら、やっているのではないかと思うのですが、なぜ3分の2から、2分の1になっていったかということと、今後の方向性の中でも、このプラン21ではどんどんやって行くつもりであるといっても、財政難のために2分の1にしますというようになっていくことは、本来ならば環境税は目的税であって、財政とはちょっと違うんじゃないかなあ、と思う部分もあるんですね。今回、色々な方から、環境税をきちんと使われないんじゃないか、凄く懸念されている声が沢山出ているんですね。森林審議会の方でも、やはりこういう財源をきちんと使う、こう取り組んで行くというふうになってるけども、今回2月のはじめにそういふうに財政難だって言ったことに対しての計画性が、前回の中での計画性とちょっと変わってくるのではないかと。

また、森林の環境整備にはやはりボランティア団体とかそういうパートナーとしての色々な団体さんの支援が必要なので、そういったことに対して、県としてもどういう風に考えているのかなあということが一つありました。そこのところですね、今後の課題に対しても、どういうふうに取り組んで行くこうとしているのかというのをちょっとをお聞かせ頂ければありがたいです。

森林整備課長（鈴木課長） お話ありましたように、ボランティア関係の担当をしております。環境税の中でボランティアの支援という形で、様々な形で支援を行っております。今まで3分の2あったものが何で2分の1に減らされるんだと、いうご意見

だと思いますが、トータル的に環境税の目的の趣旨は変えないんですけれども、県の財政は相当厳しくなっております。環境税は目的税で別枠だという話も、一つの理屈なんですけど、要するに県の事業として行う時には、今年予算も何百億という歳入不足になるということで、県全体としては相当圧縮した予算を組んでございます。そういう中で、環境税だけ従来通りで良いのかという議論も県の中でございまして、そういう意味で将来的はボランティア団体の支援は継続して参りますけど、将来的には永久にこの支援を続けて行くということではなくて、団体の自主的な活動で自立を目指して頂きたい。そういう意味合いも含めております。実際に活動経費、自分たちもお金を出して活動しているということで、苦しいから県の方の支援も是非お願いしたいというお話も伺っておりますけども、やはり、5年も10年もという形で長期間同じシステムではなくて、3年を限度くらいにして、なるべく自分たちで自主的な活動ができるように県の方は支援して行きたいと、そういう判断をしております。

それから森林整備、新たな森づくりという形で、環境税を使って様々な支援をしておりますけども、この基本的な考え方は要するに県民の方から一人千円という形で貴重な税金を納めて頂いておりますので、懇談会の方でも色々な議論していきたいと思っております。そういう中で、なるべく有効に使う、なおかつ、環境税の中で、1番メインとして整備をさせて頂いているのが、要するに水道水源地の森林整備。これを重点的に行うということで県の方で現在進んでございます。県民の方には環境税5年間の間に、9000haの水源地の整備をお約束してございます。あと2年ございますので、この2年のお約束した面積の整備を是非ともやって行きたい。ということで、そちらにシフトした経過もございまして、その辺はご理解頂きたいと思っております。

森林計画課
長

造林の話についてちょっと話をさせていただきます。前回もお話させていただきましたけど、ロシア材が輸出関税を80%にするという事で、本来、今年1月1日からかけるわけでしたが、一年延期になったという話もございまして。いずれにしても、そういった外材が入り難くなってきている現状、また、国産材につきましても福島県は9齢級、45年生が一番多いわけですが、それがだんだん上にあがって、高齢化していくという中で、いずれ外材から国産材にシフトしてくるという見込みがあるわけでございます。当然国産材が欲しければ、県内の山を伐採していくわけですね。それがどのような形で伐採していくかによって色々な問題があるわけですが、いずれにしろ、伐採はどんどん進んで行くと考えられ、地域森林計画も伐採量は増えるということを前提に立てさせて頂いたところであります。

ただ、問題となりますのは伐採をして得られる、お金というんですか。これは林業白書に出ているのですけれども、1ha当たり伐採して得られる収入は126万円なんですね。植える場合、再造林して5年間の下刈りをした場合

は、135万円を要するので伐採して得られる収入よりも、その植えて5年間手入れの方がお金がかかってしまう。当然、森林所有者としては伐った後すぐ植えられないという状況が出てくるのではないかということで、今後、非常にそれが懸念されるところでございます。では、植えられなかったらどうするのかということですが、広葉樹ですと後継樹が自然に出てくるのですが、針葉樹ですとなかなか出てこない。そのようなことで森林をが荒廃して行くのではないかと懸念しております。そのようなことで、次回の新たな計画の中では、再造林をどのようにに進めていくか。そういったものを含めて、検討させて頂きたいと考えております。いずれ、再造林は大きな問題になるのかなと認識しております。

木村会長

ありがとうございました。それでは山本（美）委員お願いします。

山本（美）
委員

外から来ているのでボンヤリとした質問になるのかもしれませんが。資料24の2ページで、認証について触れておられているんですけども、日本型の森林認証制度の導入、認証取得を促進しますと仰っていますが、県として、認証取得を促進するという目的をどのように設定されておられるのか、またそれをどのようにサポートしようとおられるのか、その当たりまだ少し方向性が定まっていないような印象を受けます。

それから3ページ目ですが、これ全国的にも、もうどこの県でも問題になっていることなんでしょうけど、森林所有界の明確化について触れられています。これは具体的に不在村がどのくらい進んでいて、この所有界の明確化についてはどのように対応しておられるのか、ということをお教え頂きたいと思えます。

3番目は非常にぼんやりとした、感想というか意見というかなんですけど、私、今日宇都宮から来まして、福島駅の駅に降り立ちまして、その美しさに改めて、非常に目を見張りました。なんて美しい街なんだろうと。県北にこうあがって来るにつれて、やっぱりこう一番美しさを惹くのは山々の広葉樹林の美しさでよね。天然林がおそらく確か6割ぐらいだったと。なんとかこの「うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン」にこの非常に美しい福島が一番身近に見える里山林とか、そういうところの保全をですね、福島ならではの盛り上げかたがあるのではないかなあと思えました。非常に一般的、行政的な文言で終わっているところなんか、もったいないと思えました。

それから里山林に関しては、そこから出てくる原木シイタケ、桐とか漆とかも出てきましたけれども、特用林産関係の支援が非常に重要になってくると思えます。里山に深く関わった世代の人たちが今リタイヤしようとしている、まさにその時期です。ここ何年かで、私たちがその人たちから話を聞いて行かなければ、話を聞けなくなってしまうんじゃないのかというような切迫感を抱いております。

特に栃木に関しては東京から出発した場合、はじめて里山林に出会う地域

でもありますので、私たちはそこら辺のところを非常に意識しつつやっております。福島はそういう意味では里山林が豊かで、しかもよく聞くのは山菜採りに栃木からいっぱい人が来て、荒して荒して困っているというぐらい、栃木の人も憧れている美しい森林があるということです。したがって、その里山を非常にこう、見守っていた人々の在地の知恵というか、その辺りがまさしく失われようとするか、しないかというこの辺りの支援をですね、これは非常にぼんやりとした話なんですけども、もうちょっと積極的に色として打ち出されても良いのかなと思いました。質問というか感想です。

木村会長

ありがとうございました。
それでは、どうぞ。

森林計画課
長

まず、不在村の状況はどうなっているんだということの質問でございますが、まずは数字から申し上げますと、福島県下における不在村面積、私どもで把握しているのは9万2千haでございます。これは民有林全体56万haちょっとでございますので、約16%が不在村地主となっております。

言葉でいう不在村地主とはどういうことか、ご説明申し上げますと、例えば、もともと山に住んでいた人が、息子さん、娘さんが都会の方に出て行ってしまふ。家の跡継ぎが出て行ってしまふ。だんだんと年を取ってきたお父さん、お母さんにこっちに来ないかということで、地元から離れて、隣の町、都市部に行ったとか、そういうことによって、近くにはいるが地元にはいない不在村化という形。あとは東京まで出てしまひ、完全に地元にはいないという場合、2つの形態があるかと思ひます。

これについて、調べたものがありますが、県内、要するに隣町に出て行った方々の森林面積5万8千haで全体の63%。6割の方は、不在村と言えども、すぐ隣町に住んでいるということで、森林の管理という面ではさほど支障がないかと考えています。ただ、東京とか完全に出て行ってしまつた方が依然として4割弱いらっしゃるしますので、その辺の課題をどうするのかということがあろうかと思ひます。何れにしろ、だんだんと森林所有者の方も高齢化しておりますし、隣町に出て行っていったとしても、山に行く機会はかなり減ると思ひます。そういった中で、所有の境界明確化は非常に喫緊の課題としてやっていかなければならないかと考えています。現在、国の交付金事業で森林整備地域活動交付金という事業がございます、この中で森林所有者の森林境界の明確化をする事業があります。個人にお金をヘクター当たり5千円ずつ交付しまして、その中で境界の刈払い等をして行きましよう、そういう事業もありますので、このような事業を取り組んで頂けるよう各事務所を通じて、積極的に施策を展開しているところです。ただ、所有者の方々の中には、山に意欲を持たれなくなってきた方もいらっしゃいますので、我々が考えているようにはいかなものもありますけれど、そういったなかで、頑張るって行かなきゃならないのかと考えております。ただ、もう一

つ、完全に東京とか、離れてしまった人はどうするのかと。対応策といたしまして、私どもで考えていますのは、例えば地元にある森林組合等と森林所有者とで施業に対する委託を結ぶ、長期受委託と私どもで言うておりますが、山の経営を森林組合などに委託し、5年、10年など契約を結んで頂いて、その中で間伐とか色々な施業を組合に任せてしまう。そういった方向についてもお願いできないかということで、色々、森林所有者の方とお話させて頂いているところでございます。ただ、これもなかなか森林所有者の個人的な考えもございまして、一朝一夕には進まないところでございますが、一応、方向付けとしては、そのようなことで進んでいるというところです。

木村会長 関連して、F S Cの問題に関してお願いします。

林業振興課長（宍戸課長） はい。大変示唆に富んだご意見を賜りまして、ありがとうございます。F S Cと、里山の再生、活性化について、お話をさせていただきます。

まず1つ目の森林認証制度でございますが、これはイメージとして、大規模所有の方などのクローズドな中で管理できるものという捉え方をしており、全県で1つの認証を取るといったレベルではなかなか難しいと思っております。例えば生産される木材に対して、何らかの産地証明なり、コンプライアンスを与えるというようなことが県レベル全体を見たときはいいやり方ではないかと考えます。F S Cの手法を真似ながら、もう少し違う仕組みというものではないかと考えています。当然、おやりになるのをお止めなさいという話ではありませんし、やって頂くのは大変結構だと思いますが、特に森林認証のうち流通認証の部分については、少しアイデアを頂戴しながら、全県的に広められる方法を考えていきたいという思いを持っております。

それから、里山の再生と特用林産物についてですが、今までの計画ですと、達成指標に生産量などを挙げていまして、施設整備をして大量に生産される方の数字が表に出てきてしまい、いわゆる里山で高齢の方がやってらっしゃるような部分については、収穫量が少ないためにうまく表現できていない部分があると思います。今元気がない里山に対して、山菜とかキノコは良いツールだと思っております。特に県で開発しましたオリジナル品種はかなり粗放的な栽培も可能であり、山から原木を下ろしてこないでも、自然に近い形で採取が可能ではないかという部分もあるものですから、山の恵みというような方向に視点を変えた上で、どういう形でご支援し、どういう形で振興が図れるか、次の計画では生産量だけではなくて、そういう部分にも光が当たるように工夫させて頂きたいと思っております。

木村会長 この点に関して。何か他にご意見がございましたら。では、お願いします。

森林整備課
長

里山林の整備ということではちょっと補足させていただきますけど、シイタケ原木、チップという形で福島県内の広葉樹林、相当伐採されて、利用されています。それを再生させるために県の方では、国も県もそうですけど、造林補助制度という形で補助金を出してございます。普通、造林補助はスギとかヒノキとかマツとか、そういう造林木の補助だけじゃなくて、広葉樹林の整備にも補助金を出してございます。毎年、数千haの広葉樹林が整備されてございます。里山の整備を県の方で全然支援していないというわけではございませんので、相当の面積に対して行政側の支援を行っている、ということをお補足させていただきます。

外山委員

ちょっと、今の議論の流れからすると逆らってしまって申し訳ないんですけども。1つは、私も行政に携わってきた人間として一つの限界かと思いますが、それはセクションごとの縄張りというかね。そのへんのデマケーションというんですかね。うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21。ここだけで、ストーンと、森林全般の話が、言葉で出ているけども、今後の課題となったとたんに林業の世界にグググと、引き込まれています。実は、この場にはもう一人ね。最低限、担当課長さんだけでなく、農政サイドの次長さんが、この隣に座ってて頂きたいなあと。今、私もそうですが、それとともに、今は民有林・国有林と、たしかに計画制度上は国の地域別だという部分があります。これは理念と行政をどうするんだということからすると、これは当然協議はあります。お互いのセクションごとにもあるけども、お互いのなかで共通のもの、それぞれがどういった立場で、やっていくかということをお、一つ福島全体の森林、林業、全体の行政のビジョンとして描いたその上で、それぞれの立場でこうやってくださいねというのが今後の課題の中に入って来る必要があるのではないかと。これはどうしても、難しい部分は私も行政なので判かります。でも、そこは敢えて今からの時代、森林・林業に一般県民からの期待する答えというものは、そこに対して、強いなということについて、先程と同様の方向でお願いしたいなと思います。その場合には、この部分については国有林がやるんだ、ここは民有林がやるんだと。逆にお互いの役割分担という形でもって、それはお互いの立場を尊重するとか、ここは自然環境保全に向けてやる、県立公園でやるんだというようなお互いの立場を尊重しつつ、そういう1つの口出しする部分が必要ではないでしょうかという思いが森林という共通の県土の基盤としての考え、ビジョン等出すにあたって、その辺が今後の課題ではないか、それぞれの役割分担というのが、まず最初の段階で、役割分担ということが一つの課題であって、それぞれの課題がこうだということに言及した上で、その中で、森林法第5条の計画対象森林なら、5条森林の世界に入っていくんだと。5条森林の中には、僕はすぐ人工林なんて言ってしまいますけれども、実は福島市の奥山に、国道13号線を行ったところに、日本製紙の持ち山ですけど、かなりの広葉樹と天然林の民有林がございまして、会津はあります。特にその人工

林も昔使った天然林なんか使った会津やなんかにしても、今までの私の天然林から「なめこ」なんかの原木、「なめこ」やなんかやっていたから、産業基盤というものが、天然林の伐採と自然保護との対立ということではなかなかできないねという中で、産業として地域産業が喪失してしまったという部分がある。そのへんの天然林とか含めての議論展開するためのお互いの役割、所有者による役割とか、部署によって役割の分担とか、頭の整理がまず最初に必要ではないかというふうに思います。それとその上で立つと、県土の出る値もスッと流れの中での体系化ができるのではないかと思います。

それともう1つは、木材産業。利用の方でストーンと行くんですけど。その前に人との色んな部分で、これから林業そのものと、これは狭い林業ですけども。必要となってくるのは、人付きということと共に、コストというものをどう考えるのかと、実はコストというものはここでは、伐る方のコストについては触れているけども、先ほど言った、造林未済地の話、西日本なんかでは非常に多い、先ほど逆ザヤがあってというふうにありますけど。今、林野庁そのもの、聞くところによると、林業振興課長さんのところが手を挙げた低コスト造林ですか、先進にせよ、森林整備そのものについても低コスト化ということ、あるいは「業（なりわい）」としてやる場合、今の社会情勢の中で必要だと、そうなった場合、低コストの考え方というのはどういう考え方を持ち続けられれば安くなるかというものが、一つ視点として、ここから抜けているんじゃないのかと思います。その辺、コメントを書くと長くなりますので、ここで話はしませんけど。出す方は安くなったが、植栽はヘクタール百何万かかる。では何故それを50万円で出来ないんだろうかと。発想です、極端な言い方。そういう発想ができないのかな。いわゆる既存の枠の中でもって、取り組む課題を整理しているからどうしてもそういうものが出てこないのではないかなと。あるいは21世紀のプランとなった場合、今まで環境整備であったけれど、林業そのものが産業ではなくて、環境財としてどうして行くかという捉える視点からもう一度、切り口でものを考え直す必要があるのではないのかなというのが1つ。

それとともに一方に作業に伴うコストをどう考えるかということが2つ目のキーワードとしてあると。これはなかなか難しいことで、ここでどうかということではありません。私どもから考える提案ということです。

木村会長 はい。ありがとうございます。
 はい。じゃお願いします。

森林計画課長 はい。貴重なご意見ありがとうございます。誤解を解いておきたいと思
います。今回、お示し致しましたのは、前回作成しましたプランの総点検で
ございまして、新たなプランの中では当然ながら低コスト化、あるいは国有
林との関係などを入れ込んで考えていかなければならないのかと思ってい
ます。これは今後の色々なお話し合いを通じて、具体的なものを作らせて頂

いと考えております。

外山委員 現状と分析の部分ではなくて、今後の課題のところ一言加えて頂きたいと思いました。

森林計画課長 わかりました。あくまでも現状の分析ということでしたので、もう少し考えさせていただきます。

木村会長 そうですね、あまり個別の細かいところよりも、まず前提としてプラン作る上で国有林と両方あるわけですから。どのような現状かといった大雑把に一周りにして見るのも必要なんでしょうね。そこをはっきりさせた方が、そこら辺から入って行った方が話としては分かりやすいですしね。それからあとは、今言われたような産業として成り立たせるかどうかという問題ですね。ずっと補助金でやって行けるのかどうか、というところなんですけども。

はい。じゃあ原田さん。

原田委員 私は2回目の発言なので、1分以内で終わらせます。やはり審議会というのは、多くの審議会の委員が発言することが大事だと思います。そういう意味で私思うのですが、今、こうやって公募で来たり、それから委員の中には森林研究会のボランティアとか、色々な人がいます。もし、40年前の審議会だったならば、大規模の林業家、それから清野さんのような製材所の経営者と、何とか林業運送、林業で持って運送業が成り立つような職業があって、そんな人だったんですね。今度森林環境税を使ってCO2をどうするかとなりました。私はそういう意味で、さっきの早矢仕委員の話になりますけども、早矢仕委員は富岡に住んでいて、山があって農業があって、海の方に漁業があると。そういう関係について、その連携がないから私はこういうふうに思うと早矢仕さんは喋りたい。

それからたまたま、磐城に行って、清野さんの製材所を見に行きました。社長は遠くに行ってたまたま居なかったけど、そういう製材所の人たちがやっぱり、経営が成り立って、従業員に給料を払ってあげなくてはならない。そういう意味で私は、早矢仕さんと清野さんの発言を求めます。以上提案致します。

木村会長 ということですが、いかがでしょうか。

早矢仕委員 はい。富岡町の早矢仕です。ご指名頂きまして、ありがとうございます。森林審議会でもいつも思っていたことなんですけど、あの先程の資料の中で、資料25の5ページのカッコ5にもあるんですけど、どうしても、林業の担い

手が減少している。入る人はいても、減って行く人の方が多いですよって、謳っているわけですね。ただ、林業はプロも生きて行くのが難しい世界と私は聞いております。確かに、コストの面を考えて、ほんとにボランティアでやって行くわけには行きませんので、生産性を取るのか、コストを取るのか、というふうに言われると、どうしてもそこにしわ寄せがきてしまうってのが現状です。私は地域がら、海も、山も、川も、双葉郡は隣接してるんですね。とても恵まれた環境です。ただ、海が良くなるためには山が元気でなければならぬってこと、必要条件です。ただ、川もやっぱり山がきちんとしてないと綺麗な水は流れてこないし、魚とかも生きては行けなくなりますので、そこを考えたときに、私たちは森林審議会で林業のことについては詳しい数字とかも全部頂いて把握しているつもりなんですけれど。じゃあ、農林水産部として農業のこと、水産のことというのは、本当に分からないところの方が多いんですね。ただ、私の希望としては、審議会は水産部とか、農林部もあると思うんですけども。一度、皆さんの意見を聞いてみて勉強してみたいという気持ちはあるんです。でないと、これだけ担い手もない、これ何年かかっても担い手がないんですよ。これはやっぱり、今の審議の在り方っていうのも問題にもなってくるかと思うので、一度そのように、意見を聞かせて頂たくというのは、また違った角度からの意見が出るかと思うんですよ。できれば、「21計画」の中ではもう全部決まってはいるのでしょうけど、近い将来、こういう統合した意見を出す機会を作って頂ければ、さらに向上するんじゃないかと思っております。

木村会長

はい。ありがとうございます。

はい。じゃあお願い致します。

農林企画課長
(須永課長)

農林企画課長の須永と申します。お世話になります。今、お話ありました農・林・水、一体的な施策を講じるためにも、できれば意見交換会の場ということですが、資料26、再度ご説明致します。新しい計画につきましては、農業農村、これは現計画でいきますと、いわゆる農業の振興計画とそれから農村整備、公共事業も含めたそういう計画、さらに森林・林業・木材産業と水産業と、農林水産部で4つの計画を持っておりまして、3つの審議会でそれぞれご検討頂いて、現計画は走っていると。で、今回ご提示致しましたのは、これら農林水産業一体的なものとして、新たな計画を作ってみようじゃないかということで、今回ご審議というか、諮問という形になりました。ただ、我々心配しましたのは、水産業の関係者が、林業の話、それぞれ個別に入り込んで、具体的な議論になるのだろうかという1つ懸念がございました。ですから、資料26の2ページをご覧頂きたいんですが、例えば構成イメージ、仕上がりですけども、現状なり、情勢の変化、それから本県、農林水産業の目指すべき姿、それから主な柱立て、この辺まではそれぞれの計画が共通、農林水産業全体。今、お話ありましたように相互関連が非常に

深いものであるということで、共通認識を持てるようなものを我々で作上げて、それぞれの審議会でご審議を頂くと。講ずべき施策、具体的にはそれぞれの審議会での「農・林・水」審議で。ただ、最終的に3ページに審議会、4回までございます。どこかの場面で合同というふうなことも、これから各審議会開催されます。森林審議会に続きまして、農業振興審議会、水産業審議会。それぞれ同じような形で諮問をする形になります。それぞれご意見を伺いましてですね。全体ですと膨大な数になります。4、50名になりますか。ですから、情報交換はそれぞれの審議会での経過などをそれぞれ、お繋ぎするとして、合同については少し検討させて頂ければと思います。それぞれ並行して、1年かけて計画を作って参りたいと思っております。

木村会長

はい。ありがとうございます。

岡部委員

なるほどなど、思うところがあるんです。私、林業でも一番先兵隊と言いますか、除伐したり、間伐したり、あるいは搬出したりという経営をしているわけです。その中で、ずっともう10年間ぐらい大変な時期なんです。まず1つは、固定資産税なんかも、払うほどの収益がないということ。これ県の方も十分にご承知ということで。その中で、今度の森林環境税でね、それでもって木が疲弊していたのが、伐って頂いたということで、非常に感謝している訳なんです。その中で、搬出等について、検討では高性能の機械を入れてやればかなり安くできるんだというような、そのように勧められているんですが、森林組合とかなんかの役員会でも話すんですが、そのような高性能機械を買うのにそれだけの資金はないという。ですから県森連の方でも対応されていますけども、ほんとに自力で機械を買うほどのゆとりがないということ。ましてやですね、今まであの山から、伐採するのはチェーンソーという10万から20万も出せば十分に買える機械がありますから、それはできるのですが。搬出機械というのは、高性能の場合には何千万というお金がかかるわけですね。いままで農家なんかで余暇のときに、搬出やなんかをやるということだったんですが。その頃は、「どぞり」という「そり」を引いてね。だからほんとに1万円か2万円ぐらいの設備費で十分1日稼いで来られるという時代だったんですが。その次に来たのが、やはり耕運機をいかに巧く利用して、そして林道なんかを作って頂いて出す。そのような状況だったのですが、今は何千万もかけないと搬出ができない。そうすると、何千万もかけるんだったら、山に放り投げて置いた方がいい、そういう感じになっているんですね。それで高性能機械もいいんですが、やはりもう少しキメの細かい部分、いわゆる農家の人たちも余暇を利用して、農閑期を利用して山に入れるようなそういう設備を、そういう搬出の設備ができるようなそういう方法ってのはないのだろうかなど、そういうふうに考えているんです。「プラン21」にしても、山のことばかり詳しく出ている訳ですけども、もう一つそこに踏み込んで、農家の人たち、あるいは今日の労働力が余

ってきているといえますか、失業者が沢山おられるというなかで、少しでも手伝って頂くためには、やはりもう少し設備投資を少なくして、搬出なんかの仕事ができるような方法はないだろうか、そういうことが、常に考えるようになったんです。せつかく、伐って頂いても、山にそのままという形がかなりあるわけです。

それからもう1つ、計画課長さんが仰ったように、山を伐採して、全伐、いわゆる皆伐をして、やるという場合に非常に怖いんですね。全伐すると、あと果たして再生できるかどうか、という。計画課長さんが仰ったように、ほんとに売却したお金で造林することはできない。今、管理署の所長さんが「100万かかるんだったら、50万円で出す方法はないだろうか」と、それも検討の余地があるかもしれません。しかし、やはり我々タダでもって労力を全然みないで植林することはできない。やはり生活もある。あるいは納税の義務がある。そういうことですから、もう少し総合的に、もう少しきめ細かくして。計画は大きくて結構ですから。けどもう少し下部のことを考えて、それで持って、ご検討頂ければありがたいなあと考えております。一つよろしくお願いします。

木村会長

ありがとうございます。やはり産業として成り立つようにということですよね。

えー、県の方からお願いします。

はい。宍戸課長お願いします。

林業振興課長

林業振興課長です。確かにお話のとおり、木を伐って売った金はその次の代を育てる原資になり、さらに自分の投資労力もお金になって戻るとというのが、本来の姿だと思うのですが、現時点では、たぶんこの新しいプランの中でも5年後にそれが実現できるかについては、私は難しいだろうと思っています。ただ今回、前向きに考えたいと思っているのは、今の再造林のあり方です。木を伐って植えるという行為、そういう思いとか意欲が出ないと、本県の山は非常に良くない山になって行くので、今の時点で工夫しないとまずいだろうと思っています。特に年齢配置が空き過ぎてしまうという心配がありますので、そこは工夫が必要だと思っています。ただ、再造林をした後の対応については、まだしばらく造林補助制度等の補助金に頼る部分があり、それがないと、うまく循環して行かないと考えます。頼る部分はあるが、過度に頼らないというようなところを次の計画では目指そうと思っています。その1つとして、設備投資と労働力の関係というお話がありましたが、方向としては集約化し、大規模化して生産コストを下げるという方法と、今まで売れなかったものを売る、収益を上げる方法があり、その2つが再造林に結びついていく鍵ではないかと思っています。小さい山を集めて、効率的に伐採をする。それから伐採しても、それまで山に捨ててきたも

のまで全部売るということで収益をあげて、何とか再造林まで結びつけ、再造林から5年とか10年ぐらまではその売り上げでペイできる。というような形ができればと思っております。その間には、今の仕組みの中では、補助金も若干入るでしょうから、それで投下した労働力に対するペイバックをもらう、その辺にヒントがあるかと思っておりますが、もう少し、研究させてください。

木村会長

ありがとうございました。
はい。お願いします。

矢吹委員

全ての山をたかだか、40年とか50年で伐らなければならないということをお願いしている訳ではございません。長伐期にする山もございましょうし、自分の考えで持って、50年、60年で全伐して植えるという、まさに岡部委員が申したように自分の労力を投入して利益を得るという林業、いわゆる林業経営もあるということを前提の上での話でありましょうし、私どもの流通センターにも、毎市日ごとにきちんと一定の量、毎日毎日手間になる分、運んで来てくださる林業者の方も、たぶん自己所有林も含めての話だと思うんですけども、立派な林業経営をやられている方もございますので、ある意味です、効率的なそういう部分も当然必要でしょうし、そうでない部分もということだろうと思います。

あとですね、先程先生の方から「里山」という話があった訳ですけども、「里山」の定義という部分から本当は入らないと、なかなか難しい話なんだろうと思います。例えば昔、集落の近くにあった萱場とか、そういうものは今ございません。みんなスギなどを造林をしまして、そういう部分も含めて従前から薪炭林も含めて、手を入れたところが造林されてる。エネルギー革命で、薪だとか炭が要らなくなったところをやっているという部分も、部分というか大部分が本県の場合、そうだろうと思いますので。そういうことも踏まえて、里山というと広葉樹っていう議論に陥られないようお願いを致しますという部分とですね。

シイタケうんぬん、特用林産という部分も非常に大切な部分であろうと思います。県のオリジナル品種ということで、「なめこ」もブナだけでは無く、今、コナラなども含めて、できる菌が県で開発されているということですから、「なめこ」といえば会津ということになしに、全ての県内で産地化できるというそういう可能性も今あると聞いておりますので、いわゆる、林業系の範疇に取り入れてというそういう視点は大事なことと思います。

併せてですね、会津だけでなく、広葉樹はパルプ材、チップ材で相当利用されてきて、いわゆる広葉樹林業も成り立っていた時代があったわけですから、そういう視点も入れながらご検討をお願い致します。以上です。

木村会長 はい、どうぞ。

森林計画課 再造林についても一言付け加えさせていただきますと、徐々に、国産材に向
長 かって行くのだろうという中で、当然、皆伐が増えてくると考えておりま
す。そのような中で、再造林をどうしていくか、そのような問題が大きくな
っていくということ为先程、ご説明させて頂きましたけれども、県としては
やはり、目指すのは育成複層林化です。実際、一斉単層林、「一斉に育った
ものを一斉に伐って皆伐して変えて行く」というものではなく、複層林化を
目指し間伐や択伐で徐々にその中身を変えていき、また、2段林とって大
きな木の下に小さい木を植える、そのような複層林化を図っていくことを、
福島県の林業としては目指して行かなければと考えています。その複層林化
ともう一方で伐採されてしまった跡地の再造林化、その2つをどのようにし
ていくかという新しい計画づくりを考えていきたいと思っています。

木村会長 すみません。色々な話になってしまったんですけども。今のは造林の方の
問題ですよ。造林の方では複層林化は経営的にはまだなかなか確立されて
いないと思うので、むしろ環境対策として国有林なんかでは考えられたりし
ている訳で、実際に山を持っている人で複層林をやってみようかなあと思っ
ている人はいるかもしれないけど、どうも今のところ見ていると、結構怪し
いかなあというところがありそうなので。ここら辺に関して、まあむしろ持
っている方が試されている人の色々な意見をお聞きするのが一番いいのかな
と思いますけども。

外山委員 国有林の場合、かなり内情的な部分から複層林をやってきたと。というの
は再投資する金が無いから、という部分があつて。今言った複層林という形
になりますと、これは私ども学生時代からの常識ですけれども、滋賀の今津
林業みたいな型（大型の直挿穂）での複層林というもの。ただ、複層林とい
うのはそれぞれの皆さん方にとって、かなり同床異夢的な意味があるんです
けど。できるところからやればいい訳であつて、それは目的では無いってこ
とですよ。むしろ、全部皆伐したら場合、再造林経費は成り立ちません。
だから、部分、部分で伐って行くんだという形で割り切れればいい訳で、国有
林そのものでやっているのは、色々な形でやっていますけど、25m×25m
ぐらいのところに伐ってそこに植えて行く、という形もやっています。これ逆
に言うと、民有林だと、一つの皆伐の面と同じぐらいになっちゃいますね。
それも複層林な訳でして、面でどの辺で捉まえるかということで、取り組み
方が違って来る、ということかと思う。

それともう1つ、コストの部分からすると。この用語集に市場価逆算価と
いうことが、用語があつてもいいんじゃないかとね。というのは結局、今ま
で他産業ですと、農業でも米価なんて最たるもので、自分で生産者米価の場
合、逆ザヤになっていますけど。はじめから生産費の積み上げできますね。

ところが、林業の場合には、買い手側が付けた値段からどんどん山に登って行く、ぱっと一番の山をもって労働者だと、後ろを向いて誰も価格を転嫁することができないという状況が、そもそもね逆転現象しちゃうと。というところの構造をどう変えるのかということがあると思います。ただ、これについて、これはずーと長い歴史の中でも関連してきたし、林業が儲かるかどうかという、私自身思うのですが、林業が本当に成り立つようになったのは、昭和30年代のせいぜい45年前のたった15年であって。それ以外は成立していたのかと、戦前は どうしていたのかという、古くは江戸から明治にかけては、金原明善（きんばらめいぜん）に代表される。金原明善は静岡を代表する大富豪でして、山を持つということはステータスの象徴である。山というステータスをちょっとした地域還元として木を植えてきたというのが歴史的な経緯であって、それが地域の中ではいわゆる効率化という名のもとに、そもそも山が、里山という話は農業と林業というか、それぞれの完全に遊離したというか。肥料の萱場も含めて、放置されたところに原因がある訳だし。その他にも、林業そのものが森林所有者そのものが農地解放しなかったのは、細分化してはまずいと、当時のGHQそのものの考え方が細分化しないと。どの規模でも、私どもが学生の時学んだのは50ha、30haあれば自立できる。50haは平気だ。どんどん自立しても、最大森林所有者の国有林ですら自立できないというのが現実です。その採算が悪いということの構造も含めてね、改めて、もう一度、自分を再構築することかと思えます。ですから、その辺の話というのが今回のビジョンの中で出すというかね。ある意味では現実はなかなか行かないから、そういう方向を向いたらいいんじゃないかと。こういうことが、ある意味では、そのこれから21世紀型林業・森林の在り方だろうということだと思います。それとともに、ボランティア等の活用と改めてもう一度、農業との連携とのこととなって来ると思えますね。新しい形のいわゆる肥料をやる場では無くて、あるいは混合林業ではなくて、新しい形としての農業における森林の利用の在り方というのが、考えたら出てくるのではないかと、ということかと思えます。

木村会長

はい。ありがとうございます。話としてはおそらく、本当に産業としての林業をどう作るのか。なかなか難しい問題で、完全に赤字の構造になってしまっているのをどうしようかということですから。全国的なものなので、福島県だけでいいところの範例があつてとは、なかなか行かないと思うのですが。そういう問題点があるなかで、どういう形の森林を作っていくかということ、もう少し国有林なんかも含めて、あるいは他の産業との関連を含めて、同じような問題点もあるでしょうし、そういうところで、道筋をある程度、見通しをつけるということになります。

それから里山の問題なんかは、別の形の環境に絡む問題ですかね。森林の利用の仕方ですけど、里山といっても、もともと使われてきた里山というのはもっともっとかなり激しく使ってきた訳ですから。薪炭林にするためには

大きくなる前に伐んなくちゃだめですから、今みたいに20センチ、30センチになってきた木はスカスカですから、今伐っても萌芽更新しないですよ。それはまたそれで、人がどう里山的なものに接して行くかということは別の問題なのかなあとと思います。

あと、一通り、色々な方に意見を頂いた方が良いと思いますので。斎藤委員お願い致します。

斎藤委員

私は相変わらず県産木材の需要拡大についてなんですけども、ふと気が付いて、家から持ってきた資料なんです。これは福島県産材の県産スギの Spanien 表ですよ。カラーのとっても立派だったんですけど。そしてこれが愛媛県のもので、愛媛県へ送ってくださいと FAX で送ったら、出たのが Spanien 表と標準規格単価表、あとは J A S の色々な要点、その規格について、色々書いてある資料が3つ送られてきました、これは3年位前だと思うんですよ。このような資料は福島県にもあるのでしょうか。Spanien 表があるのは分かってんですけど。単価表とかそういうものは、ないですよ。私は無いと置いていたものですから、こういうものを持ってきたんですけど。これは建築士会の全国大会の時に愛媛県の方が是非、自分の県の杉を使って欲しいので、資料はすぐ送りますから、欲しい方はこういうところに FAX なりメールなり送ってくださいということなので、送りましたら本当に、お金もなんにもかからないで、ポンとすぐ送られてきました。やはり、前にも言ったことがあるんですけども、値段は厳しいといいつつ、値段はわからぬことには、とっても使いにくいものです。こういう物をやっぱり使う側としては欲しいです。別にカラーじゃなくて、ほんとに白黒でもいいし、コピーしただけのをまとめただけのものでも良いんですけども。こういう材質について、色々な情報が分かるもの、というものがやっぱり必要だと思うんです。なかなか、材木屋さんを通してしか分からないし、高いよ、安いよ、とか、そんな話をしているのではなくて、やはり構造材、造作材、あと可能であればその中でも「上・中・下」とか、「上・中・下」が強度ではなくて見かけだけになるんだと思うんですけど。そういうものも、ちゃんと分かれば、これにパンフレットが付いていれば、私たちはお客様にそういうことを説明することができますし。汚いんだから悪いのではなくて、この値段だからこうなりますよ、ということの説明して使いたいと思っているので、やっぱり需要拡大を狙うんだったらそれなりの情報を与えられるような資料ができればいいかと思っています。私の自分の仕事をとおして、感じているのはやはり使いたいんですよ。今、環境だとか、山とか、新聞にもいっぱい取り上げられていますし、テレビでも色々取り上げられて、この前話題になったのは「プロフェッショナル」に出てた森林組合の方ですね。とってもカッコ良かったというのと、山の深刻な状況が分かったということも…ちょっと余談なんですけども。そんな感じで、このような情報が、やっぱり知らせてもらうことが使う上で私たちにとっては必要です。あとはですね。この中に

県内各地で特色ある取り組みを行う家づくりグループが6、7つほどあります。私たち大きな組織、私は建築士会なんですけど、建築士会なんかに入っているものにとっては、その人たちは特殊でちょっと固定化されていて、なかなか情報交換とかできないんです。私は独りで勉強会にちょっと出かけたりにしていますけど。そうではなくて、このような情報とか、県の色々な森林に関する情報がすぐ分かったりとか、あと衣食住などもあるので。さっき言った「なめこ」とか、山で採れるような色々な資源なんかも、建築士会とか、県の事務所協会とかJ I Aとかもっと建築に関わっている人たちが所属しているような大きな団体のホームページにちゃんと名前を乗せて、クリックすればすぐその情報が見れるんだよと。それも今度こちら側の農林水産部の方にも建築士会とか、そういう色々なところのバナーをすぐリンクできるようにして、お互いもうちょっとその辺のネットワークの交流を良くするような感じで、やっていけば、とても見やすいのかなと思います。私も愛媛県の資料が来る時に、愛媛県、林材業振興会にとあったんですが、ここを開けてみたら、その建築士会とか事務所協会とかが、パッとまた開けるようになっていて、これとても見やすいなと思いました。やはり使ってもら、これは建築士もそうなんですが、その他に一般の方にも色々情報がすぐ使いやすいように、そんな感じにホームページ等をもっと有効に活用して、知らしめて欲しい。資料とかホームページですよ。

あと郡山の林業研究センターで行われた40周年記念特別講演会に行ってきました。私がこれを見つけたのは、郡山にある農業センターでした。それまでこのようなものがあると思わなかったのですが、見てみたら、県産材木材の構造強度とか性能についての研究発表だったので、これは面白そうと思って行ったのですが、私がたまたま行かなかつたら、きっと、見つけなかったと思います。このような情報もなんで建築に関わるような人たちのところに行き渡るようにしてもらえないかと。そのあと、女性建築士の集まりの中にここに行ってきたと言ったら、行きたかったという人が結構いました。あと、木材に関係するので、当然山にも建築に関わる人たちは興味を持ってまして、午後に行われた富士通総合経済研究所の先生のお話なんかも、とっても面白かったです。それで、このようなものもあつたらば、色々な関係するようなところ、あと知らしめたい、使ってもらいたいようなところ、そういうところにどんどん流してあげるといいんじゃないかと思います。みんな情報は知りたがっています。それぞれ縦割りになって、分断しているのがもったいないと、そんな感じがします。

木村会長

はい。ありがとうございました。使う方の木材を使う側の問題、流通に関わる問題でした。今の情報に関して、はい、お願いします。

林業振興課
長

情報発信については昔から下手で、大変耳の痛いお話です。説明会等は百人単位で実施していますが、結局、集まった百人には良く伝わるが、それ以

外の大勢の方には上手く伝えられないという点があり、いつも反省しております。今お話がありました木造住宅に関しては、実は建築大工業組合、建築士会、建築士事務所協会、瓦、左官組合など建築に関する団体が集まって、木造住宅に関する協議会を作っております。活動が下火になってしまっていますが、こういう場を使いながら、できるだけ情報を発信させて頂きたいと思っております。

また、最初にお話ありました、愛媛県で作っているものに関しては、だいたい全部本県にもありますが、特に、その価格表が難しいです。先程、価格は市場で決まるんだというお話がありましたが、トータルで出すのは大変難しい。ブランド材については単価表を出したことがありますが、ブランド材では、14工場分だけになってしまいます。価格を出して商売をするというのは当たり前のことだとは思いますが、なかなかそこが上手く行かないというのが実情です。それを含めまして情報発信についてはもう少し前向きに、やれることはすぐにでも取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

木村会長 まあ、値段を出すというのは、県の方でやるのはなかなか難しい問題かもしれせん。

斉藤委員 参考価格とか、流動しますとか、そういう言葉、入れてもらっていいんです。これは、ある程度の目安が分かったりすることがとても大事で、それがないと私たちも幾らか分からなかったら、そういうものよりは、きちんと決まったものを使ってちょうだいとなるので。「流動性があります」とか、「参考価格です」でもいいんですけど。あと「来年変わるかもしれない」でもいいんですけど。そういうのでも、やはり分かれば、私たちは伝え方があるものだから。

木村会長 他にご意見等ございましたら何か。矢吹委員。

矢吹委員 先程、産業の関係があったんですけど。林業は現在、輸入している材が80%ということで自給率が細かく言うと22%ぐらいになってんですけど。たったの22%。輸入している材は、丸太は無税ですから。製材品の一部について関税がありますけど、4~5%とという、そういう国際的に完全なる自由化の中でやっている部分があるということを踏まえた議論を、このビジョンの中で議論して頂きたいと思っています。

先程の126万の収入しかなかった。あれはスギの50年生の話なんですけど。植えて、5年間下刈りすれば135万かかるよと。これは補助金を入れての話な訳で、大変辛い話がある訳でございますけども。そういうことも踏まえてですね、せっかくあの日本の森林資源、大きくなってきている訳でして、成長量の半分を使っても、50%以上の自給率になると、そういう

将来性はある話ですので。諸外国でもですね、殆ど造林補助金、補助制度の中で、先進国ですね、やっている実態もございますので、そういうことも是非、今後ですね、皆さん紹介してもらえればと思います。

木村会長 まあ、木材の流通の方も輸入材が相当入っている訳ですから、それとの絡みも当然ある訳ですね。

原田委員 これから中国に輸出できる見込みはありますか。

矢吹委員 現にですね、中国に輸出している実績もございます。中国のマンション、一戸建てもやっているようですけど。マンションは内装をしないで売るそうです。それで、自分で材を購入して、自分で好きなように内装はするというような、そういう習慣もあるようですので。それもですね、そんな日本で無節だとか、そんな好みでは無くてですね。あと、コストの問題でできる可能性もございますし。

一方では、商社で丸太を中国に持って行って、加工して、そしてまた日本にバックさせるような動きも無いわけではありません。そこら辺が、今度の円高の中でどういうふうになるかという部分もあるでしょうけども。実態としては、可能性は大いにあります。

原田委員 はい。ありがとうございました。

木村会長 はい。じゃあお願いします。

山本（光）委員 意見では無いのですが、先日ですね土曜日に木工体験教室をやりまして、40名ぐらいの参加者がおりました、間伐材を使ったベンチ作りをやりました。ちなみに、そのベンチの材料が間伐材で、ふつう、間伐材は安いだろうなど、みなさんイメージがあると思うのですが、90cmぐらいの幅の横板を3枚使って、丸い脚を4本使いまして、それを固定するのに、まあ半分ぐらいのね板を8枚使った。そのキットだけで、幾らだったと思いますか。材料だけで消費税抜きで、3,200円です。購入は森林組合さんからです。間伐材は、森林組合さんたちとかが、間伐したものを加工、磐城の方とか、担い手、今回雇用創出どうされてますかってことで、ここにご意見、ご返事頂いたんですけども、実際こんな短い期間では、全然担い手作りにはならないということがあったりとか。皆さん、どうやって人を使ったらいいかとか。山に入れないときに間伐材を使った加工というものを教えて、何かやったということなんですけども。実際に、皆さんがこのキットを買ってやってみたいとは思わない金額で、実際にプランターとか、色んな種類がございまして、そういうのもボランティアで色々なイベントをやるんですけども。先程、ボランティアの団体の自立っていんですけども、会費取れないんです

よ。イベントをやるごとに赤字になって行くんですね。だから、みなさんが「また作りたいわ」とか、「もう一回買って、うちにもっと増やしたい」とか言わない。そういう価格の中には、価格の設定というのに上手く森林環境税を織り込んで、安く買えますよとか、こういうキットがみなさん森林環境税が還元されるものとして、キットが安く買えますよとか、そういうものになったりとか。本当に、ボランティアの団体さん、色々な形で里の山に入り込むとか、やっていますが、実際、受益者負担だと言うけど、箱物を作ったときの受益者負担は分かるんですけど、ボランティア団体の受益者負担って、「なに」という部分がすごく多くありまして、会費もそんなに取れない、人もなかなか担い手にならない、そういう部分での担い手として、きっかけ作りをしているのが、今、県内の数多くのボランティア団体さんだと思っています。だから、そういう部分での自立って、じゃあ、県の職員のみなさんボランティア団体と一緒にあってどれだけ一緒に活動したのか。もしかして、ボランティア活動カードとか作って、里山で下刈りしたとか、そういうので、何ヘクタールやってみるよ、とか。そういう経験も、各一般の県民一人一人が経験するための里山とか。そういうのも環境、環境教育とかいっぱい叫ばれているんですけども、実際に県にいるみなさん、どのぐらいの人数か分かりませんが、そのような人たちも、実際山に入ってみたり、ボランティア活動、参加してみたり、年間何回はボランティアで本当に自分の給料関係なく、ボランティアでボランティアをやってみるとか、そういう中からの計画がなされるってのが、凄くいいんでは無いかと。福島県はやはり森林、山がすごくあって、お水も美味しい。お水の美味しい有り難さも、やはりこう感じなきゃいけない。そのときにボランティアで汗してみたり、植林してみたり、何かこう山で木を伐ってみたりとか、実際間伐材で組み立ててみたり。ほんとに、これで、こんな金額みたいなところがあります。ですから、是非、みなさんもその間伐材がどのようなものが作られているか、私も何種類か作りました。子供たちが興味持つようなものもありますので、是非、県の方たちも。県南農林事務所さんには大変お世話になりまして、金槌は持ってきてはくれる、のこぎりは持ってきてくれる、本当にボランティア活動の支援というのでは、ほんとにやってくださってるんですけども、実際にもっともっと、身近なところでボランティアの体験を県のみなさんも、職員のみなさんもやって頂いて、そしてこのような文章作りをするといいのではとちょっと感じました。間伐材、今度、審議会のとときにどういうものがあるか、是非よろしくお願いします。

木村会長

どうもありがとうございました。

どうでしょうか、他にもしこれだけはというものがございましたら、色々意見を出して頂いて、また、今後、審議を進んで行くんですけど。色々なアイデアを今の早いうちに出して頂くと、それに関して議論が深まるのではないかと思います。

はい。ではお願いします。

清野委員

ご指名ありがとうございます。何をお話しすればと考えでちょっと意見がなかなか出なかったんですけども。矢吹委員と外山委員、色々、抑えながら、喋られてるのかなというふうに感じました。実は今、長期住宅、200年住宅ということで、進んでおりますけれども。やっとならと林野庁と国交省がこう横の繋がりが少し出てきたなという感じがするんですね。先程から、ロシアの80%の税金が延期になったということで、入りづらくなってきたんでスギが使われるんだろというふうな話もありましたけれども。実はユーロも相当下がってきておまして、ホワイトウッド、これがもう今年に入ってますね、もう原木でいうとスギの柱材が一本、12月、1月ぐらいまでは12,000円~13,000円。今、先週ですね、9,500円~9,000円。今週は8,000円台になるだろうということなんです。それでも売れないのは結局、ホワイトウッドに押されているということなんです。ですから、やはりどこにお金を入れていくか、補助をするか。これをやはり原点に考えていかないと。卵が、鶏がというような世界の話なんだと思うんですね。私の立場としては、本当に安く買いたい。磐城森林管理署にもお世話になり、矢吹さんのところにもお世話になり、購入させて頂いているんですけども、自分のところにも山はあるんですけども、自分の山を伐って製材しようというのは100%考えないですよ。やはり、申し訳ないですけど、経費倒れしてしまっ。伐ったものを市場、そして森林組合、管理署関係から買った方が安い。こういう考えは果たして、成り立つだろうか、本当にあの林業に従事されている方に大変叱られております。磐城のガキ大将というふうな、ある林業家からも言われておましてですね。でも、生き延びていくためには、起業家として最後はどこに頼るかということ、やっぱり、自分の経営。または仕入れ。ここが重要だと思いまので、決して林業を馬鹿にしている考えとか大変さとか全て知っておりますので。ですから、行政側をお願いしたいのは、本当に山をですね。たぶん、まだまだ言い足りない部分があると思うのですね。このこのままだと、本当にドイツの二の舞になってしまうというのは行政の皆様も、当然知っているんだと思っております。

やはり、手入れの仕方。先程、山本委員も言っておられましたけど。継承してくれる人がいなくなってしまうというの、私も本当に心配であります。山の手入れが無ければ、我々製材工場も成り立って行かないというのは、私も100%理解しておりますので。ここは林野庁、国にその予算が無い、予算が無いというのではなくてですね、やらなくてはいけないのはここなんだと。今、環境とかエコとかで騒がられていますけれども。この日本の資源って、やっぱり山なんです。山が如何に大事かってことをもっともっと認識してもらってですね、小学生から中学生、高校生、またまた大人もですね。この辺をもっとピーアールしていかないと、色んな裾のものが生き

ていけないということになってくるのではと思っております。まだまだ、言いたいことはあるんですけど、今日はあのこの辺でよろしく申し上げます。ありがとうございました。

木村会長

それではよろしいですかね。
皆さん一言ずつよろしく申し上げます。

遊佐委員

みなさんそれぞれ木とか、森とか携わっている方なので、色々森林についてご意見を出されていますが、そういうのを全然分からなくて審議委員になっているので、なかなかお話をする機会がなかったのですが、折角ですので、先程ご説明頂きましたこの点検報告書の中で、学校教育において、森林環境教育の推進を図る必要があるという今後の課題が出ていましたけども、森林環境税ですか、それを頂いて、各学校でそれぞれ森林の勉強をしている訳ですけども。まだそれが定着しているとはいえない状況にあると言えるんですね。で、はじめ一年目に頂いたときに、私どもの町の方にも2校ほど頂きまして、どんなことをやったのと言ったら、木の名前を覚えさせたぐらいその程度、標本作ったとかその程度の活動しかできていないような状況で、なかなか、森林環境税の使い方ですか、特にあの山が遠いところの学校はなかなか体験学習ができないような状態ではと思います。私も他は色々知らないんですけど、県内でそれぞれそういうのを頂いている学校があると思うんですけど。そろそろ3年目ですか。4年目になるんですか。一度そのどういう状況で、環境教育しているのか実態などを知りたいという気もします。

実際、こう教育に携わっている訳ではないので、私も詳しいことは分からないのですが、なかなかこの環境、森林の環境学習ってのは難しい面もあるのかなど。教育委員会の方からなんかもテキストのようなものが出ているようですが、どんな状況で今やっているのか。指導要領が改訂になりまして、色々教育の方も厳しくなってきた、特に英語なんかも小学校から入ってくるわけですけども、そういうのには先生方、すぐ飛びついて、前倒しでも英語教育をやろうという気はあるんですけど、環境教育なんかになるとどういう状況なのかと思っております。そろそろその実施状況なども知りたい気が致します。

木村会長

はい。ありがとうございました。
はい。安田委員お願い致します。

安田委員

すみません。私、勉強不足で全然まだよく分かりませんが。私は農業をやっているんで、農業の方をちょっと。山があつて、川があつて、田んぼを作るといふような中で大事な山、そして林業。そういうもの全然分からないのですが、矢吹さんに色々教わり、ここはどうなんですかと聞きながら、みな

さんの意見を聞いたり、勉強をさせて頂いているんですが。びっくりしたのは、米の関税は700%で、林業はたったの4～5%しかないそうです。驚きました。どうしてこのようになったのかという考えを持っていますので、もう少し勉強させて頂いて、意見が述べられるように努力したいと思っています。よろしくをお願いします。

木村会長 そろそろ締めに入りたいと思います。よろしいでしょうか。この辺で一応終わりにしたいと思います。なお「新たな森林・林業・木材産業振興計画」は事務局からもご説明がございましたように、平成21年度も引き続きご審議頂くようになります。これからもご協力をお願いしたいと思います。

以上で、本日の審議を終わりにしたいと思います。みなさん、ご審議に協力頂きまして、ありがとうございました。

司会 木村会長、ありがとうございました。それでは次第の「7その他」に移らせて頂きます。事務局お願い致します。

森林計画主幹 はい。それでは連絡事項でございますが。本日の議事録につきましては整理の上、ご発言頂きました各位へお送り致しまして、ご確認を頂き、議事録署名の押印を頂いた後、写しを全員にお送りすることに致します。なお、議事録は森林計画課ホームページで公表することになりますので、申し添えます。

2点目でございますが、次回の森林審議会の開催予定ですが、6月頃に新しい振興計画に関する審議と現地調査をあわせて開催したいと考えておりますので、日程が決まり次第、委員の皆様にお知らせしますので、ご出席くださるようお願い申し上げます。以上です。

司会 はい。それでは委員の皆様から何かございますでしょうか。

外山委員 来年度審議会は3回目が別の部分であるのですか。それとも単純にミスプリントで4回目になっているのか、その辺はどうですか。

森林計画主幹 失礼しました。この新しい振興プランによるものは3回なんですけど、他に地域森林計画の策定に関するものが12月にございますので、合計4回になります。

司会 よろしいでしょうか。それでは続きまして、地域森林計画変更案に関する答申に移らせて頂きます。準備ができるまで、しばらくお待ちください。

それでは只今から、答申をお願いします。飯東次長、前の方へお願い致し

ます。

木村会長

阿武隈川、奥久慈、会津及び磐城地域森林計画変更(案)について(答申)。平成21年度3月2日付け20森第2949号で諮問ありましたことについては、審議の結果、適当と認め答申します。

飯東次長

答申いただきました内容につきまして、今後適正に森林管理・施業に取り組みたいと思います。ありがとうございました。

司会

それでは以上をもちまして、本日の福島県森林審議会を閉会させていただきます。長時間のご審議ありがとうございました。

以上を以て閉会となる

以上の議事録内容に相違ありません。
